

国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の 45%に戻すことを求める意見書

1961年に国民健康保険税（以下「国保」）制度が確立し、国民皆保険制度がスタートした。以来40数年を経て、現在国保には国民の約4割（2006年4月現在4,738万人、市町村国保のみ）が加入している。

1961年の国民皆保険以降、国保はこれまでの自営業や農林水産業者など雇用者以外の人たちが加入する制度だったが、2006年現在では無職者が54.8%、被用者保険に入れない雇用者が24.1%になり、自営業者は14.5%、農林水産業は4.0%にすぎない。しかも、60歳以上の国民の74.4%が国保に加入し、2008年には後期高齢者医療制度の創設で75歳以上の国保加入者がそこに移った。

国保加入者の平均所得は1世帯あたり1991年度の276.5万円から2005年度には168.7万円に100万円以上低下し、健康保険加入者の年間所得の半分以下である。しかも、平均受給月額5万円以下の国民年金生活者の増加、本来、組合健保や協会けんぽ（旧政管健保）に加入すべき非正規労働者やフリーター等の低賃金の人々が国保に加入している。

また、国保税の滞納世帯が急増しており、2008年6月の厚労省発表では全国で453万世帯・20.9%、宮崎県内では50,870世帯（25% 全国第4位）となっている。滞納世帯の資格証明書や短期保険証の発行も増加し、病気になっても医療が受けられず手遅れで死に至る事例も増加している。

このような事態を招いたのは、1984年からの国による国庫助成金を引き下げたことが決定的な要因になっている。国は同年、被保険者の保険料と保険者による拠出金のみを財源とする退職者医療制度を創設するとともに、国保財源の国庫補助を医療費ベースで45%から38.5%へと削減した。このため市町村では国保財政の悪化を補うため国保税を増額せざるを得なくなった。また、国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1984年の49.8%から2005年の30.6%へと激減し、1人当たりの国保税は39,020円から80,353円と倍増した。

以上のような経過の中で、国庫負担の削減・住民負担率は増大し続け、「払いたくても払えない」国保税となってきた。これによって国保会計が赤字に陥り、国保税の値上げ、滞納世帯の増加、国保税収納率の低下、国の交付金削減、国保会計赤字の拡大という悪循環に陥り、自治体の国保財政は、自治体だけの努力では解決できない危機的状況に追い込まれている。

本来、国保は社会保険であり、国が当然責任を持って援助し、国保税が払えず、治療が受けられないような事態が生ずるなどあってはならない制度である。

このように、高すぎる国保税を抜本的に解決し、国民皆保険制度を維持するためには、国民健康保険財政への国庫負担割合を段階的に1984年当時に医療費総額の45%に戻すことがどうしても必要である。

よって、国民皆保険制度を維持するために、国民健康保険財政への国庫負担割合を1984年当時の医療費総額の45%に戻すよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月18日

宮崎県西都市議会

《 提 出 先 》

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿
財務大臣 菅直人 殿
厚生労働大臣 長妻昭 殿